

循環型・環境共生型国土づくりの現状と課題

事項	5全総・国土利用計画要旨	基本政策部会要旨	現状と課題
3. 循環型・環境共生型国土づくりに関する現状と課題			
地球環境問題の状況と見通し			
<p>・地球環境問題や近隣諸国の環境問題の現状と我が国の国土に与える影響</p>	<p>・地球温暖化は、最も重要な環境問題の一つであり、被害を生じてから対策を講じることが著しく困難な問題であることから、将来世代に対する現在世代の責務として、二酸化炭素等の温室効果ガス等の取組を積極的に講じていく必要がある(第2部・第1章・第2節・2(1))。</p> <p>・温室効果ガスの排出の少ない都市・地域構造の整備等を進め、国民に対する意識啓発と取組への参加を促す(第2部・第1章・第2節・2(1))。</p> <p>・東アジアでの協力関係を構築・強化し、国際社会の中で率先して地球環境問題の解決に向けて取り組む(第2部・第1章・第3節・3)。</p> <p>・我が国が培ってきた環境の保全に関する技術や経験を生かし、温室効果ガス等の排出の少ない地域づくり等国境を越えた交流、連携を促進する(第2部・第1章・第3節・3)。</p>	<p>・我が国を巡る地球的規模の環境の変化が、我が国に深刻な影響を与えるのではないかと懸念されている(第 部・1.(4)イ)。</p> <p>・地球温暖化に伴う海面上昇など地球環境の変化に備えた施設整備等について、調査、検討を進めることが望まれる。</p> <p>・大都市でヒートアイランド現象がみられる(第 部・1.(4)ア)。</p>	<p>・世界及び日本は、長期的傾向としてそれぞれ100年につき0.7、1.0 の割合で上昇を続けており、日本は世界の傾向と比較して上回っている。IPCC報告書によると1990年から2100年までの間に、地球の地上気温は1.4～5.8 上昇すると予測されている。</p> <p>・温暖化により、我が国においては自然生態系、農林業等に様々な影響を及ぼすことが予想されている。特に植物分布については、高山植生、亜高山対針葉樹林、ブナ林の消失や常緑広葉樹の拡大など現状より大きな変化が予想されている。</p> <p>・IPCC報告書によると、地球の海面水位は、2100年までに0.09～0.88m上昇すると予測されている。海面上昇によって我が国の国土面積、人口、資産に大きな影響が予測されている。</p> <p>・ヒートアイランド現象は、最近20年の間に、東京等の大都市における年間の高温時間が2～3倍と大きく増加している。</p> <p>・中国を発生源と考えられる黄砂は、中国国内の砂漠化による砂塵嵐の回数が増加していることに関係して、近年我が国でも増加傾向を示している。</p> <p>・中国国内の酸性雨の状況は、臨海部を中心に認められる。SOxやNOxは近年増加傾向にあり、SO2についての2015年の排出量は2000年推計の約2倍になることが予測されている。</p> <p>・様々な支援のための技術協力プロジェクトが海外で行われている。</p>
<p>・我が国の森林によるCO2吸収・蓄積の状況</p>	<p>・京都議定書の着実な実施に向けた地球温暖化対策について総合的に検討を進め、必要な措置を講ずる(第2部・第1章・第2節・2(1))。</p> <p>・二酸化炭素の吸収と貯蔵の観点から、森林や都市等の緑等の保全と整備、木材の利用を進める(第2部・第1章・第2節・2(1))。</p> <p>・再生産可能な森林資源の持続的利用のため、二酸化炭素の吸収機能も考慮しつつ、高度な循環利用が可能な森林を整備する(第2部・第1章・第3節・4(2))。</p>		<p>・我が国のCO2排出量は、世界全体の約5%を占めている。国内全体の総排出量は1990年と比較して10.5%増加している。</p> <p>・我が国のCO2吸収源として3.9%が見込まれ、期待されている森林においては、その効力を発揮するための様々な対策が計画されている。</p> <p>・我が国の森林は、毎年約9千数百万トンのCO2を吸収(1995年時点)しており、森林による炭素蓄積量は人工林を中心として毎年着実に増加している。</p>
豊かな自然の保全・継承の状況			
<p>・我が国の自然環境の状況及び保全すべき地域の状況</p>	<p>・まとまりのあるすくれた自然環境を有する国立公園等を美しく健全な国土を形成する上での基礎的な蓄積として保全、整備する(第2部・第1章・第2節・1)。</p> <p>・農林水産業等を通じた二次的な自然の維持、形成、市民団体等との連携による里山林等の維持、形成等を進める(第2部・第1章・第2節・1)。</p> <p>・都市、沿岸域等においては、樹林地等の創出等により自然環境の回復を図る(第2部・第1章・第2節・1)。</p> <p>・国土開発に係る事業の実施に際しては、自然環境の保全を図るため、環境影響評価の実施等を通じて、保全すべき場所に適切な対応を講ずる必要があるため、環境情報の整備、住民等の参加を図る(第2部・第1章・第2節・1(3))。</p>	<p>・森林のかたまりの平均面積の減少が見られるとともに、自然林や二次林、干潟、藻場などの面積が減少してきている(第 部・1.(4)ア)。</p> <p>・国内の野生生物種の中に絶滅のおそれのある種が約2,700種もある(第 部・1.(4)ア)。</p> <p>・里山林等の二次的自然環境の生物の生息・生育空間としての質の劣化が危惧されている(第 部・1.(4)ア)。</p> <p>・地球温暖化等の地球環境問題や国内環境問題に対応していくためには、自然の物質循環を重視しながら、多様な自然や生物とともに生きることを目指す循環型・環境共生型国土づくりを進める必要がある、そのためにはソフト・ハードの対策が適切に組み合わせられ着実に実施されることが望まれる(第 部・1.(4)ウ)。</p> <p>・健全な生態系が維持、回復され自然と人間が共生する国土づくりのため、一体性、連続性を重視した自然環境の維持、回復施策(例えば、生物多様性の保全に配慮した地域の提示による土地利用誘導、自然再生型公共事業の実施、流域圏に着目した良好な水環境の回復など)が進められることが重要である(第 部・1.(4)ウ)。</p>	<p>・植生自然度は、自然林や二次林の減少が大きく、一方で植林地、市街地・造成地等は増加する傾向が見られる。森林の連続性は、減少しており、森林の分断化・孤立化が進行している。特に里地自然地域においてその傾向が見られる。</p> <p>・湿地の面積は、明治・大正時代と比較して約60%(当時の湿地の約74%)減少している。干潟の面積は、1945年と比較して約38%減少している。サンゴ礁海域及び藻場については、近年においても減少傾向が見られる。湖岸及び海岸(汀線)はともに自然湖岸(海)岸が減少し、人工・半人工の湖(海)岸が増加する傾向が見られる。</p> <p>・関東地方中心部において、1972年と2000年の画像を比較すると、土地利用被覆分類図では商業・業務用地や高層・低層住宅地などの面積が拡大している。植生活性度は全体的に低下している傾向が見られ、特に都心の西側において顕著である。</p> <p>・多くの分類群において絶滅のおそれのある種の比率は2割近くに及んでいるが、そのうち保護の対象として指定されている種の割合はかなり低い。我が国における移入種の侵入は、多くの分類群で確認されている。ブラックバスのように全国に分布し、影響を及ぼす種も現れている。</p> <p>・里地里山は、全国の約43%に相当する面積がある。</p> <p>・里山は、農林業の低迷、過疎化等による里山管理の担い手の不足や都市的土地利用への転換の進行により、特に都市近郊における里山の消失、手入れ不足による質の低下、ごみの投棄による里山の環境悪化など様々な問題を抱えている。</p> <p>・里地里山では、自然観察会や雑木林の維持管理活動などの活動を実施している団体がある。3大都市圏の中心(東京、大阪、名古屋)から50km圏内(国土の5%)に活動フィールド総数の34%が分布している。</p> <p>・各地で里山保全のための活動が行われている。</p> <p>・自然再生推進法が平成14年12月4日に成立した。</p> <p>・釧路湿原など自然再生の取組みが進んでいる。</p> <p>・多自然型川づくりの実績が積み重ねられている。</p> <p>・社会資本整備重点計画では、自然の再生等に係る数値目標が掲げられる予定となっている。</p>

事項	5全総・国土利用計画要旨	基本政策部会要旨	現状と課題
<p>・水と緑のネットワークの形成の状況</p>	<p>・国土規模での生態系ネットワークの形成を目指し、脊梁山脈部やこれとつながる流域、沿岸域等において、多様な野生生物が生息・生育できるような自然環境からなる系統的、骨格的、持続的な生物生息空間の維持、形成を図るため、現存する良好な自然環境を保全するとともに、必要な区域においては改善を行う(第2部・第1章・第2節・1(1))。</p> <p>・野生生物等に関する情報の整備とこの情報を基礎とした生物生息空間の維持、形成に関する計画図の作成を進める(第2部・第1章・第2節・1(1))。</p> <p>・都市部においては、緑地、水路、河川等の整備を連携して行うことにより、水と緑のネットワークを形成し、都市の快適性や防災性の向上に資する(第2部・第1章・第3節・3(3))。</p>	<p>・基本方針を国民にわかりやすく示す観点から、従来の文章による提示に加えて、例えば、保全すべき自然など、そのあり様を概略的な図で示す(第 部・4.(2)イ)。</p>	<p>・自然公園や保安林などの保護地域の指定面積は、近年微増している。</p> <p>・緑のネットワークの取組として、脊梁山脈を中心に林野庁による「緑の回廊」が各地で設定されている。</p> <p>・オランダでは、全国エコロジカル・ネットワークを進めるなど、周辺他国に先んじた取組を進めている。</p> <p>・首都圏では、国土交通省、環境省、農林水産省及び都県市を構成員とした「自然環境の総点検等に関する協議会」を設置し、生物多様性の観点等から自然環境のビジョンづくりを行った。</p>
<p>環境負荷の少ない社会システムの構築の状況</p> <p>・環境負荷からみた社会経済活動の状況と課題</p>	<p>・美しく健全な国土を回復するには、国土で展開される事業活動や生活活動による自然界の物質循環の負荷を少なくすることが不可欠であり、このような暮らしに向けて、環境保全対策を推進する(第2部・第1章・第2節・2)。</p> <p>・人口、諸機能の集中等に伴う環境悪化が進んだ地域では、環境を回復するため、大気汚染、交通騒音、水質汚濁等の解決に向けて、総合的に対策を進める(第2部・第1章・第2節・2(4))。</p> <p>・地下水の保全と回復や、大気、水域等を美しく快適な状態に回復させるための取組を促進する(第2部・第1章・第2節・2(4))。</p>	<p>・資源やエネルギー利用面での効率化等が進められる環境負荷を少なくする国土づくりが進められることが重要である(第 部・1.(4)ウ)。</p> <p>・我が国は、高度経済成長に伴う産業公害の克服には成果をあげてきたものの、我が国の環境は依然として良好な状態にはない(第 部・1.(4)ア)。</p> <p>・都市部を中心に、大気中の二酸化窒素や浮遊粒子状物質などの環境基準の達成状況は依然として低い水準で推移している(第 部・1.(4)ア)。</p>	<p>・我が国の物質収支(2000年度)は、国内外から21.3億トンの資源が投入されており、11.5億トンが蓄積され、2.9億トンが不用品として排出されている。投入資源には、これらを資源化する際の副産物として別途「隠れたフロー(39.3億トン)」が生じている。</p> <p>・全人類が必要とするエコロジカルフットプリント(経済の環境面積要求量)は既に、地球の環境容量(1996年時)を約30%も超過している。我が国のエコロジカルフットプリントは、国内で供給可能な面積をはるかに超えており、国内外の環境へ多くの負荷をかけている。</p> <p>・自動車NOx・PM法に基づく対策地域における環境基準達成局の割合は、低い水準で推移している。光化学オキシダントに係る環境基準の達成状況は、極めて低い。公共用水域の環境基準の達成率は、わずかながら向上する傾向がみられるものの、特に閉鎖性水域である湖沼の達成率が依然として低い。</p>
<p>・廃棄物処理の状況</p>	<p>・廃棄物等の発生抑制、再使用等を進めるとともに、発生した廃棄物等についてその適正な処理を行っていく(第2部・第1章・第2節・2(2))。</p> <p>・廃棄物や建設副産物の種類に応じた資源の回収・利用体制の充実、整備等を図るとともに、リサイクル関連施設、焼却熱を活用し得る処理施設等の整備を進める(第2部・第1章・第2節・2(2))。</p> <p>・地域間の連携、環境の保全を図りつつ、最終処分場の確保を進める(第2部・第1章・第2節・2(2))。</p> <p>・最終処分場に関する制度の整備、不法投棄対策の整備等を進める(第2部・第1章・第2節・2(2))。</p>	<p>・大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が依然として継続していることに伴い、膨大な量の廃棄物が生ずるとともに、その質も多様化しており、廃棄物の処理の困難化や不適正な処理の発生、最終処分場の残余容量の逼迫などの状況が生じている(第 部・1.(4)ア)。</p> <p>・広域的な廃棄物処理・リサイクル施設が複合立地する総合的な静脈物流拠点整備が進められることが重要(第 部・1.(4)ウ)。</p>	<p>・一般廃棄物の総排出量及び一人一日当たり排出量はともに、'90年代には大きな変化は認められない。総資源化量及びリサイクル率は、近年一定して上昇している。リサイクル率の向上によって、最終処分量は近年一定して減少しており、排出量の約21%(1999年度)まで削減を達成している。最終処分場の残余容量は、近年最終処分量の軽減により残余年数は維持されている。</p> <p>・産業廃棄物の総排出量は、'90年代には大きな変化は認められない。再生利用量、減量化量は微増傾向を示しており、それに伴い減量率も上昇傾向を示している。減量率の向上によって、最終処分量は減少する傾向を示しており、排出量の約12%まで削減を達成している。最終処分場の残余容量は、近年最終処分量の軽減により残余年数は維持されている。</p> <p>・産業廃棄物の種類別排出量は、汚泥、動物のふん尿、がれき類等によって構成されている。がれき類や木くず等によって構成されている建設廃棄物は、将来増加することが予測されており、リサイクルの推進に向けた計画が策定されている。</p> <p>・地域における資源循環型経済社会構築の実現に向けた取組みが各地で展開されている。</p> <p>・不法投棄等の不適正処理への対応等のための措置や効率的な廃棄物処理の確保等のための措置を目的に法整備が進められている。</p>
<p>・自然再生エネルギーの利用動向</p>	<p>・物質循環の視点を考慮しつつ、浄化能力をもつ森林等の保全、化学肥料等の負荷物質の軽減、処理施設の整備、風力等の地域エネルギーの有効活用施設の整備等を進める(第2部・第1章・第2節・2(3))。</p> <p>・生ゴミ等からの再生資源の効果的利用を図るため、都市部と農山漁村との連携強化に向けた条件整備を進める(第2部・第1章・第2節・2(3))。</p>	<p>・廃熱等の地域エネルギーの有効活用などが進められることが重要(第 部・1.(4)ウ)。</p>	<p>・我が国においては、国の支援制度や電力会社による長期買い取り制度等により、1997年以降北海道や東北地方を中心に風力発電施設が建設されている。また、山形県立川町のように風力発電を町の中心施策の一つとして位置付けるところも見られるようになっている。</p> <p>・バイオマスエネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための具体策やスケジュールについて、国が「バイオマス・ニッポン総合戦略」を決定した。</p> <p>・他の地域との連携による取組みにより、地域資源の有効活用を図る事例が見られるようになっている。</p>